

# 申請の流れ

- ・ 該当年度の4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。
- ・ 年度をまたいで建設される住宅についても、補助可能となります。

※ただし、翌年度の予算が成立した場合に交付が可能になるため、補助金の支払いが確約されるものではありませんのでご注意ください。

(6) 工期の延長により年度をまたいで完成する建売住宅の場合

※工期が想定よりも延長した結果、当初は年度内に完成する予定だったが、完成・引き渡し翌年度になった場合

## 工事の流れ

(イ) 売買契約締結



## 補助金の手続

① 事前着手届

① 売買契約書の写しを添付し、事前着手届を提出してください。

② 交付申請  
予算上限に達するまで

② 販売者(代理者)は、事前着手届を提出後、住宅の引き渡しよりも30日前までに交付申請書類を提出してください。

③ 交付決定  
(市→販売者)

③ 市の審査が完了次第、補助金の交付決定をします。

④ 変更申請  
(販売者→市)

⑤ 変更決定  
(市→販売者)

④ 年度内の完成ができないことが分かった段階で、速やかに市へその旨報告してください。

⑥ 交付申請  
(販売者→市)

⑥ 新年度になったら改めて交付申請をしてください。

⑦ 交付決定  
(市→販売者)

⑧ 完了報告  
(販売者→市)

(ハ) 完成・引渡  
★翌年度に完成・引渡

⑨ 販売者(代理者)は、住宅の完成・引渡後に市に報告及び補助金の請求をしてください。市から補助申請者へ補助金を交付します。

補助金交付

該当年度対応

翌年度対応

住宅(物件)毎に手続き